

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

厚生年金 事案 4865 (事案 182 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 9 日から 41 年 2 月 28 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 1 月 6 日から 44 年 5 月 16 日まで
④ 昭和 44 年 6 月 16 日から 45 年 5 月 12 日まで
⑤ 昭和 45 年 6 月 10 日から 46 年 4 月 1 日まで

A社については脱退手当金を受給したが、このときは会社にすべて任せていて、手続の仕方も何も分からないまま済ませていた。

それ以降、いろいろ会社を変えたが、手続の仕方も分からないのに、一度、脱退手当金を受給しているから等の考えられない理由を付けて認めないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であること、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和46年7月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、一度、脱退手当金を受給しているから等の理由で認められないことに納得できないと申し立てしているところ、前回の委員会の判断の理由

は、前述のとおり、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であること等を理由として判断しているところであり、当該主張をもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。